

1. 本事業の目的

那覇港輸送効率化支援事業(以下、「本事業」という。)は、那覇港を利用する国際コンテナ貨物の効率的な輸送パターンへのシフトを支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進することを目的としております。

2. 支援内容

(1) 第1段階の支援内容(1事業あたり)

項目	内容
対象経費	海上輸送費、陸上輸送費、保管費、通関費、保険費
支援対象額	従前ルートより増加する費用分 (同一コンテナ単位1本あたり比較)
最大支援額	30万円 (別途参加協力金)
参加協力金	10万円
対象貨物量	コンテナ1本
対象輸送回数	1回(原則)

(2) 第2段階の支援内容(1事業あたり)

項目	内容
対象経費	第1段階と同じ
支援対象額	第1段階と同じ費用×貨物量
最大支援額	100万円 (別途参加協力金)
参加協力金	10万円
対象貨物量	上限設定なし
対象輸送回数	上限設定なし

3. 用語の定義

本事業において用いられる下記用語は以下に定める意味である。

- (1) 「1事業」とは、1輸送ルートのこと。
- (2) 「コンテナ1本」とは、20ft または 40ft コンテナのこと。(リーファーコンテナ含む)
- (3) 「従前ルート」とは、本事業申請時点から原則過去6ヶ月以内に輸送されたルートのこと。
- (4) 「有効性」とは、従前の輸送ルートを別ルートへシフトすることにより、輸送コストやリードタイム、環境負荷、BCP対応など、各応募事業者が考える有効性を検証し、

今後那覇港を継続的に利用することが見込めるか総合的に判断すること。

- (5) 「段階確認」とは、第1段階終了時点で本事業による輸送ルートの有効性が見込めるか応募事業者に聞き取りを行ったうえで、事務局において確認し、第2段階の実施可否を判断すること。

4. 対象事業者

国際コンテナ貨物を輸送する荷主または物流企業

5. 支援対象の輸送パターン

以下の輸送パターンA、B、C、Dを支援対象とします。(※「別紙1」イメージ図参照)

- A: 海外から本土港湾経由で那覇港に移入されている貨物を、直接那覇港への輸入にシフト
- B: 海外から本土の主要港を経由し、長距離で地方の港湾周辺に陸送されている貨物を、那覇港で輸入し、本土の地方の港湾への移出にシフト
- C: 那覇港から本土港湾経由で海外へ輸出されている貨物を、直接那覇港からの輸出にシフト
- D: 本土の地方の港湾から長距離で陸送し、本土主要港を経由して海外へ輸出されている貨物を、本土の地方の港湾から那覇港に移入し、海外への輸出にシフト

※比較する従前ルートがない場合は、想定しうる最適なルートの見積書等を提出ください。

※那覇港において輸出入する貨物について、一部は本土向け、残りは沖縄向けとするケースを含みます。

6. 支援要件

- (1) 那覇港を利用した輸送ルートであること。
- (2) 下記のすべての要件を満たす事業であること。
- ① 輸送をシフトすることにより、輸出入貨物の増大または那覇港を利用した効率的な輸送であると見込まれること
 - ② 本事業終了後も那覇港を継続的に利用する見込みであること
 - ③ 那覇港の定期航路の利用貨物であること
 - ④ 原則、事業対象期間内に輸送された貨物であること
- (3) 本事業における効果検証及び結果活用への協力に同意すること。
- 以下の内容を予定。
- ① 応募事業者が保有する本事業の輸送関連情報を提供すること
(※従前及びシフト後の輸送コスト、リードタイムなど)

- ② 本事業実施にかかるヒアリング及びアンケート調査に協力すること
- ③ 本事業のPR資料への活用に同意すること
- ④ 本事業期間終了後も本事業に係る軽微な調査へ協力すること

※資料作成に際しては、企業名等は秘匿とし、本事業で収集された情報は本事業の趣旨以外の目的では使用しません。

7. 本事業の構成

(1) 本事業の基本的な考え方

- ① 本事業に応募する荷主または物流企業(以下、「応募事業者」という。)は、希望する支援について、那覇港管理組合へ一括して申請書類等を提出し、那覇港管理組合の確認を受けるものとします。
- ② 応募事業者から提出された申請書類を基に、那覇港管理組合は応募事業者との協議の上で、具体的な支援内容と額を決定致します。ただし、交付額については、予算の範囲内で決定・交付します。

(2) 支援段階の設定

申請された輸送ルートが本事業目的に合致しているか、また今後那覇港を継続して利用することが見込めるかなどについて確認するため、1事業を2段階に分けて支援します。

第1段階の輸送終了時点で本事業の有効性などについて事務局にて「段階確認」を行い、認められる場合は第2段階の輸送が可能となります。

「段階確認」の結果、有効性などが確認できない場合は、その時点で本事業は終了となります。(第2段階の輸送は実施出来ません。)

申請時点では第1段階、第2段階分の申請書類をまとめて申請することができます。

第2段階の輸送が令和5年2月1日以降になる場合は、次年度に再度申請することができます。

(3) 1事業の最大支援期間

1事業における最大支援期間は、原則2年度内(1年度跨ぎ)とします。(第1段階及び第2段階の輸送実施が円滑に進んだ場合、1年度内で事業終了する場合があります。)

支援期間が年度を跨ぐ場合は、各年度で交付申請が必要となります。補助金の支払いについては、各年度で実績精算した額が確定補助金額となります。

8. 本事業における留意事項

- (1) 支援額については、「2. 支援内容」によらず、事務局側の予算の範囲内で決定する場合があります。
- (2) 国、都道府県、市町村等の各自治体及び那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)、那覇国際コンテナターミナル(株)が実施する支援事業との重複は認められませ

ん。

- (3) 応募の輸送ルートของ組み合わせ等については、下記のとおりとします。
- ①同一の補助事業者が複数の事業(輸送ルート)を申請することについても支援の対象となります。(参加協力金も事業毎に对象となります。)
 - ②同種の輸送パターンであっても、最初仕出港または最終仕向港が異なる場合は別事業として支援の対象となります。ただし、それぞれの仕出または仕向港と近接する場合等は、別事業として認められない場合もありますので、別途ご相談ください。
- (4) 対象経費については、下記のとおりとします。
- ①対象経費については、BL等の領収書が根拠として確認できた分が対象となります。
 - ②陸上輸送費については、那覇港及び本土港湾のターミナル内と港湾周辺の保管場所間の陸上輸送費が対象となります。
 - ③保管費用については、交付決定通知を受けた補助事業者の保管費用が対象となります。(他企業に販売、所有権移転後の費用は対象外となります。)また、事業期間内の保管費用が対象となります。
- (5) 令和4年度の事業実績を踏まえ、令和5年度以降の支援内容を見直す予定です。
- (6) 本要項によらない事項等については、別途調整により決定させていただきます。

9. 令和4年度の事業期間

(1) 公募期間(第一次)

令和4年9月1日から令和4年9月20日までを予定

※第1次公募以降も、応募状況を見ながら随時募集・受付を予定しております。

(2) 輸送の実施期間

補助金交付決定通知日の翌日から令和5年1月31日までの約4ヶ月間を予定

※第2段階については、事務局による段階確認後が支援対象期間になります。

詳細な時期は応募事業者の事業計画を踏まえ別途調整させていただきます。

10. 令和4年度支援事業の実施スケジュール(流れ)

項目	時期		備考
	第1段階	第2段階	
(1)事業への応募期間	令和4年9月1日～9月20日 (1次×切)		1次×切以降も、応募状況を見ながら随時募集・受付を行う予定。
(2)公募要項等に関する質問	令和4年9月1日～9月12日		質問書の提出
(3)質問への回答	令和4年9月1日～9月15日		
(4)補助金交付決定通知	令和4年9月22日以後 (1次×切分は9月30日までを予定)		
(5)輸送の実施	補助金交付決定通知日から ～ 令和5年1月31日まで	第1段階終了時点における段階確認後から ～ 令和5年1月31日まで	事務局により「段階確認」を実施し、第1段階で有効性が確認できた場合に第2段階の輸送が可能となります。
(6)補助金実績報告 (領収書等要提出)	令和5年2月20日まで		
(7)補助金額決定通知	令和5年3月中旬までを予定		
(8)補助金の支払い	令和5年3月末までを予定		・実績精査に時間を要する場合は、支払いが遅れる場合があります。

11. 応募手続き等

(1)公募要項等に係る質問

公募要項等に関して質問等がある場合には、質問書(様式1)に必要事項を記入の上、下記によりファックスにて提出してください。

- ①受付期間:令和4年9月1日(木)~9月12日(月)17時まで
- ②提出先:(一社)沖縄県貿易協会(担当:伊礼、友知、知花)
FAX 番号:098-866-9219
- ③件名:「那覇港輸送効率化支援事業に関する質問」

(2)質問に対する回答

質問に対する回答については、原則、ホームページへの掲載により行いますが、那覇港管理組合が必要と判断した場合は、質問をした事業者のみへ回答する場合があります。

- ① 回答日時:令和4年9月1日(木)~9月15日(木)予定
- ② 掲載 URL:那覇港管理組合ホームページ新着情報 <https://nahaport.jp/>

(3)応募書類等の提出

下記により持参又は郵送(書留郵便による)により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限内に到着させてください。

- ① 提出期限:公募の日より令和4年9月20日(火)まで(1次×切※)
※1次×切以降、応募状況を見ながら随時募集・受付を継続する予定
- ② 提出先:(一社)沖縄県貿易協会
〒900-0033 那覇市久米2-11-13-2F
電話番号:098-866-9183 FAX 番号:098-866-9219

(4)提出書類と必要部数等

以下の様式を一連にして、3セット(原本1セット、コピー2セット)作成し、提出してください(コピーは片面でお願いします)。

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)【※要押印】
- ② 上記第1号様式の別紙1~2
・事業実施計画書(別紙1)
・補助事業に要する経費の配分(別紙2)
- ③ 上記第1号様式の添付書類
・会社概要(別紙3)
- ④ 那覇港輸送効率化支援事業に関する同意書【※要押印】
- ⑤ 委任状(※申請荷主に代わり物流事業者等が一連の手続きを行う場合に提出)

12. 事業期間中の提出書類(参考)

事業開始後は、以下の対応をお願いすることになります。

【事業実施時】

アンケート、ヒアリング調査へご協力お願いします。

【事業終了後】

実績報告書及び関連書類(別添:補助金様式集参照)、その他、必要に応じて「那覇港輸送効率化支援事業補助金交付要綱」に基づき、確認に必要な書類等の提出をお願いします。

13. お問い合わせ先

(一社)沖縄県貿易協会(担当:伊礼、知花、友知)

〒900-0033 那覇市久米2-11-13-2F

電話番号:098-866-9183 FAX 番号:098-866-9219

《輸送パターンのイメージ図》

<h2>Aパターン</h2> <p>海外から本土港湾経由で那覇港に移入されている貨物を、直接那覇港への輸入にシフト</p>	<p>従前</p>	<p>シフト後</p> <p>輸送コスト及びリードタイムの縮減</p>
<h2>Bパターン</h2> <p>海外から本土の主要港を経由し、長距離で地方の港湾周辺に陸送されている貨物を、那覇港で輸入し、那覇港から本土港湾への移出にシフト</p>	<p>従前</p>	<p>シフト後</p> <p>コスト縮減 環境負荷軽減 BCP対応など</p>
<h2>Cパターン</h2> <p>那覇港から本土港湾経由で海外へ輸出されている貨物を、直接那覇港からの輸出にシフト</p>	<p>従前</p>	<p>シフト後</p> <p>輸送コスト及びリードタイムの縮減</p>
<h2>Dパターン</h2> <p>本土の地方の港湾から長距離で陸送し、本土主要港を経由して海外へ輸出されている貨物を、那覇港で移入し海外への輸出にシフト</p>	<p>従前</p>	<p>シフト後</p> <p>コスト縮減 環境負荷軽減 BCP対応など</p>